

## 第30回 総会議事録

1 開催の日時 令和7年11月25日(火)午後2時00分～午後3時05分

2 開催の場所 松江市役所第4別館3階 教育委員会室

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第186号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第187号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第188号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第189号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第190号 非農地確認について

議 第191号 松江市農用地利用集積等促進計画(地域計画区域内)について

議 第192号 松江市農用地利用集積等促進計画(地域計画区域外)について

報告第49号 会長専決処分の報告

報告第50号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員(14名) 欠席委員(3名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (出)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (欠)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	9番 古藤 俊光 (出)	10番 渡部 文明 (出)
12番 永江 りえ (欠)	13番 勝田 達雄 (欠)	14番 矢野 秀行 (出)
15番 松本 喜次 (出)	16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)
18番 森口 順子 (出)	19番 三島 進 (出)	

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	毛利 佐織	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	井上 雄太
農地係主任	青山 浩之		

## 6 会議内容

会 長  
( 議 長 )

定刻になりました。それでは、ただ今から第 30 回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。

本日の欠席届は、4 番、12 番、13 番委員から提出されています。現に在任する委員の数、17 名のうち、14 人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。6 番委員、7 番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の佐藤主任と井上主任主事にお願いします。

それでは、議事にはいります。議第 186 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

失礼いたします。議第 186 号、今月の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の 2 ページ以降と併せて、農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は所有権移転が 10 件 27 筆です。

はじめに、48 番の案件についてご説明します。申請は朝酌町、福富町の地目畑 9 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢により耕作不能のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、営農意欲があるため。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、49 番の案件についてご説明します。申請は福原町の畑 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、草刈り機を所有、管理機を購入予定です。取得後は野菜・果樹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、50 番の案件についてご説明いたします。申請は東出雲町上意東の田 4 筆、畑 4 筆を生前贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、亡父の実家の農地を一括管理するため。受人の世帯は、耕運機、果樹用消毒散布器、自走式草刈り機等、農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、51 番の案件についてご説明いたします。申請は東出雲町上意東の畑 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、請け人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、コンバイン、トラクター、田植え機、乾燥機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しされております。取得後は果樹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、52 番の案件についてご説明いたします。申請は八雲町西岩坂の田 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、借地を自作地として取得するため。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバインは共有、草刈り機等の農業用機械を所有されています。取得後は水稻を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、53 番、54 番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町白石のそれぞれ田 1 筆を交換するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、地区外の農地

事務局長 のため、地区内の農地と交換するため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、地区内の農地のため。受人の世帯は、53 番はコンバイン、トラクター、田植え機等の農業用機械を共有されております。54 番はコンバイン、トラクター、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は水稻を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、55 番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町佐々布の畑 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のため。受人の世帯は、管理機等の農業用機械を所有する予定されております。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、56 番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町佐々布の田 1 筆、昭和新田の畑 2 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外居住で耕作ができないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、耕作意欲があるため。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は水稻、野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、57 番の案件についてご説明いたします。申請は八束町波入の畑 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢のため、耕作管理ができないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のため。受人の世帯は、トラクター、管理機、草刈り機、軽トラ等の農業用機械を所有されております。取得後は牡丹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 1 6 番 委員 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議 5 番 委員 長 事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。

議 1 5 番 委員 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

議 5 番 委員 長 53 番と 54 番の交換案件について、面積が 2 倍以上あるが特別な事情があるのか。

議 1 5 番 委員 長 互いの地区での共同作業軽減のため両者納得の上の交換であると伺っております。ほかにございませんか。

議 5 番 委員 長 53 番と 54 番の交換案件について、契約書等で確認をしているのか。

議 1 5 番 委員 長 契約書の確認は行っておりませんが、両者が窓口に来られて申請をされており、その場で確認を行っております。

議 5 番 委員 長 ほかにございませんか。

議 1 5 番 委員 長 (なしの声)

議 5 番 委員 長 それではないようでございますので、採決をいたします。議第 186 号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議 1 5 番 委員 長 (異議なしの声)

議 5 番 委員 長 ご異議なしということですので、議第 186 号は原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第 187 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程し

議	長	<p>ます。事務局の説明をお願いします。なお、議第 187 号の 9 番は、議第 189 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 59 番と関連する案件です。よって議第 189 号の 59 番と併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 189 号 59 番と併せて審議します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	局	<p>失礼します。議第 187 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請および議第 189 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請の 59 番について説明いたします。議案の 7 ページと併せて、農地法第 4 条、第 5 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、4 条 8 番ですが、令和 7 年 11 月 21 日付けで取下げがありましたので、欠番となっております。</p> <p>次に、4 条 9 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町宍道の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、進入路です。転用面積は 1,799 m<sup>2</sup>の内 329 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 329 m<sup>2</sup>です。事業計画は、次にご説明します 5 条 59 番の進入路として整備するものです。なお、該当地の北西側は形状変更の届出受理、北東側は個人住宅の転用許可を既に行っております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に、5 条 59 番について説明いたします。議案の 13 ページと併せて、農地法第 4 条、第 5 条の説明資料の 15 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町宍道の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 1,799 m<sup>2</sup>の内 295 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 295 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。なお、南西側の農地は田として残ります。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程しました案件は、農地法第 4 条第 6 項および農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
1 6 番 委 員	長	<p>事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 187 号の 9 番、議第 189 号の 59 番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 187 号の 9 番、議第 189 号の 59 番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 187 号の 9 番、議第 189 号の 59 番は、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第 188 号「農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請に</p>

議 長 ついて」を上程します。事務局の説明をお願いします。ついて」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 失礼します。議第 188 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。なお、議第 188 号、番号 3 は、2 番委員に関する案件ですので、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

議 長 事務局から、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 188 号、番号 3 の案件について、先議したいと思います。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、番号 3 について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。

(2 番委員が退室後)

議 長 それでは、議第 188 号、番号 3 の案件について、事務局より説明願います。

事 務 局 失礼します。議第 188 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案 9 ページと併せて事業計画変更説明資料の 3 ページをご覧ください。

5 条事業計画変更 3 番についてご説明いたします。本案件は、令和 7 年 8 月 12 日付けで農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更承認申請です。申請地は大野町の 1 筆で、●●●●工事に伴い、現場事務所および駐車場として使用するため、令和 7 年 12 月 31 日までの一時転用を許可していました。今回、新たに●●●●工事が開始されることに伴い、面積を拡張して、引き続き申請地を、現場事務所、作業員休憩室および駐車場として使用するため、一時転用期間を令和 9 年 3 月 31 日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。

以上、上程しました案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 6 番 委 員 事務局から説明があった通り、許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それではこれより審議にはいります。ただいまの事務局の説明と現地調査班からの報告につきましてご意見ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 188 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 188 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 188 号は原案のとおり承認することに決めます。それでは、2 番委員の除斥を解きます。

(2 番委員が入室後)

議 長 次に、議第 189 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」のうち 59 番を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 失礼します。議第 189 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請についてのうち 59 番を除いた案件を説明いたします。議案の 11 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 5 ページをご覧ください。

はじめに、5 条 54 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の 3 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域

です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は224 m<sup>2</sup>、所要面積は実測値で224.90 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条55番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は邑生町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和7年11月13日付けで農振除外済みです。転用目的は、分家住宅です。転用面積は330 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の330 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、分家住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条56番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の9筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、進入路および資材仮置場です。転用面積は7,976 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の7,976 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、進入路および資材仮置場とするものですが、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条57番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は154 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の154 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条58番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町大芦の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は451 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の451 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条60番について説明いたします。借借人、貸借人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町南講武の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は2,264 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の2,264 m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和10年11月30日までです。事業計画は、申請地を整備し、資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

事 務 局	以上、上程しました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
16番委員	事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。
議 長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第189号の59番を除いた、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、54番、55番、57番、60番について採決いたします。議第189号の59番を除いた、54番、55番、57番、60番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第189号の59番を除いた、54番、55番、57番、60番は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第189号の59番を除いた、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、56番、58番について採決いたします。議第189号の59番を除いた、56番、58番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第189号の59番を除いた、56番、58番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。 次に、議第190号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議第190号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案16ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは1件2筆です。 15番について説明します。土地の所在は、朝酌町、市街化調整区域、農振農用地区域外の畑2筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況です。 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第190号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第190号は、原案のとおり確認することに決めます。

議	長	次に、議第 191 号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事	務	失礼します。議第 191 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、ご説明いたします。なお、議第 191 号、所 1 は、2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。
議	長	事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 191 号、所 1 の案件について、先議したいと思います。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、所 1 について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。 (2 番委員が退室後)
議	長	それでは、議第 191 号、所 1 の案件について、事務局より説明願います。
事	務	失礼します。議第 191 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、ご説明いたします。所有権移転につきまして、お手元の議案 18 ページをご覧ください。 今月の所有権移転は記載の 1 件 1 筆です。公社の売買事業による所有権移転につきましては、公社が所有者から農地を買い取ったのちに、公社から耕作者に農地を売り払うものですが、これを一括で農業委員会にお諮りするものです。今回の所有権移転のうち地域計画区域内の地目別面積は、田 2,190 m <sup>2</sup> 、畑なし、計 2,190 m <sup>2</sup> です。 以上、ご審議をお願いします。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。 (なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 191 号、所 1 は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 191 号、所 1 は、原案のとおり承認することに決めます。それでは、2 番委員の除斥を解きます。 (2 番委員が入室後)
議	長	それでは、議第 191 号、所 1 以外の案件について、審議したいと思います。事務局より説明願います。
事	務	失礼します。転貸につきまして、お手元の議案 19～25 ページをご覧ください。今月の転貸、ほとんどが地域計画上位置付けられている耕作者の更新です。今回の転貸契約のうち地域計画区域内の地目別面積は、田 110,391 m <sup>2</sup> 、畑 9,312 m <sup>2</sup> 、計 119,703 m <sup>2</sup> です。なお、25 ページに 2. 利用権設定（転貸）の（2）内容別設定面積として集計表を載せています。先月までは、作物別の面積として、水稻、野菜、等としておりましたが、転貸の書式にあわせて、表に記載の水田、畑地、施設野菜などに変更しております。 以上、ご審議をお願いします。
議	長	説明が終わりました。若干確認の時間を取ります。 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)

議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 191 号、所 1 以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 191 号、所 1 以外の案件について、原案のとおり承認することに決めます。</p> <p>次に、議第 192 号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>失礼します。議第 192 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について、ご説明いたします。所有権移転につきまして、お手元の議案 27 ページをご覧ください。地域計画区域外の所有権移転は記載の 4 件 6 筆です。今回の所有権移転のうち地域計画区域外の地目別面積は、田 6,594 m<sup>2</sup>、畑 609 m<sup>2</sup>、計 7,203 m<sup>2</sup>です。転貸につきまして、お手元の議案 28～32 ページをご覧ください。今月の転貸、12 月末に終了する契約の更新です。今回の転貸契約のうち地域計画区域外の地目別面積は、田 61,535 m<sup>2</sup>、畑なし、計 61,535 m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議	長	<p>説明が終わりました。若干確認の時間を取ります。</p> <p>それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 192 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 192 号は、原案のとおり承認することに決めます。</p> <p>次に、報告に入ります。報告第 49 号「会長専決処分の報告」及び報告第 50 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(報告)</p>
事 務 局	局	<p>報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。</p> <p>以上で議事を終了しましたので、第 30 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。</p>